

第 三 号

一、時 借 入 金 に 関 する 件

昭和三十三年度において本町支出予算内の支出に充てるため次の通り一時借入することができるとする

一、借入金額 八百萬円以内
大蔵省、郵政省、山陽各商銀行、共済相互銀行、香取銀行、香取県町村町長連合会、町内農業改良組合、香取県国民健康保険組合、町内農業改良同組合

一、借入先
大蔵省、郵政省、山陽各商銀行、共済相互銀行、香取銀行、香取県町村町長連合会、町内農業改良組合、香取県国民健康保険組合、町内農業改良同組合

一、借入利率 日歩三割五厘以内

昭和三十三年三月十一日 提出
三朝町長 坂 出 雅

昭和三十三年三月拾七日 議決
三朝町議会議長 天 野 兼

